


請願文書表

令和5年新城市議会9月定例会

受 理 番 号	令和5年請願第2号
受 理 年 月 日	令和5年8月7日
件 名	予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願
請願者の住所 及び氏名	 續木智志
請 願 の 要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>「請願書及び陳情書」と「要望書」の取り扱いに対して、大きな格差があると感じており、格差をなくすべきと考え、予算を伴う要望書の情報開示を、陳情書・請願書と同等程度とする規則又は条例の制定を求める。</p> <p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長が市民からの要望書を受け、予算案の作成を決定した際には、その要望書と共に、議会にその決定を報告する。 2 予算案の作成に伴う会議を行った際には、長はその会議の議事録を議会に対して公開する。 3 本予算案が議会で可決した際には、元となった要望書は、個人情報伏せの上で市ホームページにて公開する。
紹介議員氏名	山田辰也
付 託 委 員 会	議会運営委員会

請願書

令和5年8月7日

新城市議会議長 様

請願者

住所

氏名 續木 智

紹介議員

山田 辰



件名) 予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願

請願の趣旨) 予算を伴う要望書の情報開示を、陳情書・請願書と同等程度とする規則、又は条例の制定を求める。

- 1、 長が市民からの要望書を受け、予算案の作成を決定した際には、その要望書と共に、議会にその決定を報告する。
- 2、 予算案の作成に伴う会議を行った際には、長はその会議の議事録を議会に対して公開する。
- 3、 本予算案が議会で可決した際には、元となった要望書は、個人情報伏せた上で市ホームページにて公開する。

請願の理由) 請願者は、「請願書及び陳情書」と「要望書」の取り扱いに対して、大きな格差があると感じており、その格差をなくすべきだと考えている。その様に考える理由は以下のとおりである。

① 請願の取り扱いについて

令和4年12月16日、「学校給食共同調理場建設計画にあたって市民説

明会の実施」を求める請願が採択された。請願者は、紹介議員への依頼、委員会での議論、本会議の議論と、幾重にも続く手続きを経て、議会の過半数の賛同を得たわけだが、その請願は8か月が経過した現在、担当課に何ら指示も出されず、開催をする・しないの結論もでないまま放置された状態である。

② 要望の取り扱いについて

それに対して、令和5年4月12日に、市長と議長に提出された、「带状疱疹ワクチンの助成に関する要望書」は、わずか二ヶ月足らずで予算案が作成され、わずかな質疑応答を経て、文書到達の時からたった三ヶ月という電光石火の早業で、およそ900万円もの予算が可決されている。

③ 議論は尽くされたのか？

本要望書には「新型コロナワクチン接種により带状疱疹後神経痛のリスクが1.8倍になるとの報告もあり、高齢者に対する新型コロナワクチン接種の定期化が想定される状況においては懸念をしなければならぬ点です。」と書かれている。

請願者は、このような市民の健康に重大な影響を及ぼすであろう、この文言に対し、議会にて十分な議論が尽くされたのか甚だ疑問である。

1. 厚生労働省によれば、新型コロナウイルスは、5類移行に伴い、国民の生命に対し重大な危険がないとしている。であるにも関わらず、国は一定期間に多くのワクチン接種を行った医療機関に対してロイヤリティを支払うなど、接種推進の立場を未だに堅持している。いくら国庫から予算とはいえ、新城市は国の考えを追随して“推進”の立場を取っていくことが適当なのかという議論は、完全に置き去りである。
2. 带状疱疹神経痛の増加が、国策による新型コロナワクチン接種によるものであるならば、その費用は市が負担すべきなのであろうか。副反応の被害者としてみるのであれば、その被害を救済するのは国であり、費用は国が負担すべきではなかろうか。
3. その要望が、“接種を望む市民”からのものではなく、サービスを提供側である“新城市医師会”であることが妥当であるのか？

それ以外にも、予算質疑にて、カーランド議員が質問した内容も合

めれば、とてもではないが議論が尽くされたとは言えない状況である。

④ 手続き自体は適法である。

要望書を元に長が予算提出権を行使する事も、議会が短期間で予算案を可決する事も、長が議会で採択された請願を放置する事も、すべて適法である。

したがって請願者はこれらの決定に関して異議をとらえるつもりはない。

⑤ 懸念される事項

しかし、このような現状が続けば、長の政治理念を支持する者、または近い関係にある者は、簡易迅速で実効性が高く、匿名性も高い要望書を提出し、支持しない者は、複雑で時間がかかり、実行性が低く、その発言を議事録という形で公表される請願書によって意見を述べなければならぬという構造を生むことにつながる。

一度その様ないびつな構造ができあがってしまえば、権力は長に集中し、議会の持つ権威が失墜する事態が起こるのではないかと請願者は懸念している。

⑥ より良い市政をめざして

そのような事態を回避する為に、長の権力を監視する役割を、議会のみならず、主権者たる市民にも担ってもらえる様、情報を公開すべきであると考えている。

公開することで期待できる効果は以下のとおりである。

- ① 長が大事にしている物、者、事が可視化され、有権者の投票行動の判断材料となる。
- ② 長、行政、議会の議論の深化を促すこととなり、予算案に対する市民の納得感につながる。そのことにより、不公平感や妬みの気持ちを減少させ、それらを取り除く労力から解放される。
- ③ 市民の政治参加の機運が高まると共に、政治（政治家）に対する依存心の低下と自立心の向上が期待できる。

これらの点から、本請願は新城市政の発展に、大いに寄与するものであると考えている。

よって、本請願が採択されることを強く望む。